

新潟県条例第14号

新潟県自然環境保全条例の一部を改正する条例

新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自然環境保全地域(第14条—<u>第20条の5</u>)</p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、<u>当該地域の生物の多様性の確保その他の</u>自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自然環境を保全すべき地域の指定<u>その他当該地域に係る生物の多様性の確保その他の</u>自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全計画）</p> <p>第15条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該地域における自然環境の保全のための<u>事業</u>に関する事項</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別地区）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自然環境保全地域（第14条—<u>第20条</u>）</p> <p>第4章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めることにより、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自然環境を保全すべき地域の指定<u>その他これらの地域に係る</u>自然環境の保全に関する施策に関する基本的な事項</p> <p>(3)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>（自然環境保全地域に関する保全計画）</p> <p>第15条 自然環境保全地域に関する保全計画（自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は<u>施設</u>に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該地域における自然環境の保全のための<u>施設</u>に関する事項</p> <p>3・4（略）</p> <p>（特別地区）</p>

第17条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第11項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（第19条第1項及び第24条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(10) (略)

(11) (略)

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

5・6 (略)

7 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行う行為については、第4項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

8 (略)

第17条 (略)

2 (略)

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行なうことができる木竹の伐採（第11項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。

4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区（第19条第1項及び第24条第1項において「保安林等の区域」という。）内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

5・6 (略)

7 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が行なう行為については、第4項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

8 (略)

9 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

10 (略)

11 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第8項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第20条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) (略)

(野生動植物保護地区)

第18条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 認定生態系維持回復事業等を行うためとする場合

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

4 前条第5項及び第7項の規定は、前項第7号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあり、及び同条第7項中「第4項」とあるのは、「次条第3項第7号」と読み替えるものとする。

(普通地区)

第19条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただ

9 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第4項第1号から第6号までに掲げる行為に着手し、又は同項第7号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

10 (略)

11 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第8項の規定は、適用しない。

(1) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

(2) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(3) (略)

(野生動植物保護地区)

第18条 (略)

2 (略)

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

4 前条第5項及び第7項の規定は、前項第6号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあり、及び同条第7項中「第4項」とあるのは、「次条第3項第6号」と読み替えるものとする。

(普通地区)

第19条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただ

し、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第1号から第3号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為

(3) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(4) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) (略)

(6) (略)

第20条 (略)

(生態系維持回復事業計画)

第20条の2 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、新潟県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 生態系維持回復事業の目標

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、新潟県環境審議会の

し、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第1号から第3号までに掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

(1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為

(2) 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行なう行為

(3) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行なう行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(4) (略)

(5) (略)

第20条 (略)

意見を聴かなければならない。

- 5 第3項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第20条の3 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び市町村等は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3 国、県及び市町村等以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従ってその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

- 6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び市町村等にあつては知事の確認を、国、県及び市町村等以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

- 9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第20条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- (1) 生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
- (2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。
- (4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第20条の5 知事は、第20条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(報告及び検査等)

第39条 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項、第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項、第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(損失の補償)

第41条 県は、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を得ることができないため、第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付されたため、又は第19条第2項若しくは第24条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 (略)

第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の

(報告及び検査等)

第39条 知事は、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項、第18条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第19条第2項、第24条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文、第19条第1項各号若しくは第24条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 (略)

(損失の補償)

第41条 県は、第17条第4項若しくは第18条第3項第6号の許可を得ることができないため、第17条第5項(第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に条件を付せられたため、又は第19条第2項若しくは第24条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 (略)

第45条 第20条第1項若しくは第2項(第25条第2項において準用する場合を含む。)又は第25条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の

<p>懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、6月以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に<u>付された</u>条件に違反した者</p> <p>第47条 第19条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反した者は、<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>第48条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>	<p>懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>第46条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、6月以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に<u>付せられた</u>条件に違反した者</p> <p>第47条 第19条第2項又は第24条第2項の規定による処分に違反した者は、<u>30万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>第48条 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。